

平成 16 年 12 月定例会 総務委員会質疑応答要旨

平成 16 年 12 月 21 日 (火)

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【宮澤委員長】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本日は総務部関係の審査を行う。・ 昨日、委員会としては残念であり非常に遺憾であるが、委員長の方から総務委員会を代表して越県合併の議員提案の可否他 4 項目の見解をお願いしたが、現時点においてお出しただけないという非常事態である。その結果会期を延長するという長野県政初めての事態に遭遇している。この件については知事と議長の話し合いで議長扱いにしてあるので、本日はこれを除く審議を行いたいと思うが意見あるか。 <p>【石坂委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総務委員会の総意であるので扱いについては賛同する。・ 理事者、特に部長は委員会の真意を正確に知事に伝えるようお願いする。・ 総務省の見解を求める資料要求は、委員会が賛同して委員会として公式に理事者に請求するものである。この資料要求に対し、例えばプライバシーに関わる問題であるとか守秘義務違反になる、県の業務に著しく支障をきたす等の明確な理由なく要求に応じないと、審議そのものできないことになる。・ 知事は議案を提案し、審議をしてもらうために議会を招集する。必要資料を提供しないということは、審議してもらわなくてもよいということになる。昨日一日はなんだったのか、議員一同虚しい気持ちである。本来昨日で会期が終わるはず。県民生活に支障を来たす様々な予算や提案が全て流れてしまって廃案になることになるわけだ。県民に迷惑をかけないために議会として会期延長を決めた。・ 重要案件は流れてはいけない。単純な事務的資料は示して欲しい。委員会に審議させない権限が知事にあるの	

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>か疑問だ。総務部長は改めて私たちの総意を知事にお伝えいただきたい。お答えは今は結構。</p> <p>【小林議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石坂委員の意見に賛同する。 <p>一点だけ聞きたいことは、私たちが求めたのは資料請求で、関連議案の議員提案の可否、総務省の公式見解以下 3 点を求めたものであり、県の見解は聞いていない。公式見解を求めるということに対して、総務部長は昨日の知事との交渉の中で、「その行為が職務規定に反する行為だ」と発言があったと聞いているが、そういうことで総務省への照会ができなかったのか。そのとおりか。部長に答弁を求める。</p> <p>【小林議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料請求は事実を求めているだけであり、その間に知事の考えが入ることを聞いているわけではない。総務省の見解を聞いて、議会に伝えてくれというだけである。知事と議長との交渉の中で、知事は以前に比べ、職員の 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務規定に反するかどうかというお尋ねであるが、小林議員から指摘があった点については、議長と副議長のところへ行き、経営戦略局長と共に要求があった資料について話した際に私が発言したことを捉えて申し上げていると思う。 <p>私が申し上げたのは、委員長から先週の金曜日に求められた資料については、知事がまだ山口村の合併議案について迷っており、判断がついていない段階で、私の判断で総務省には照会していないという答弁を最初にさせていただいた。それは委員会軽視ということで、2 回目には上司である知事に、委員会での各委員の皆様からのご意見ご発言を報告すると共に、知事の判断を受け、知事の考え方を口頭で述べさせていただいた。それが答えになっていないということで再度休憩に入り、議長のところへ行き私がそれを確認したのは、知事に判断を求め、知事が判断した問題については事務方、一般職員は従うということが地方公務員法の規定に定められており、その判断が起きる以前では、知事の判断が下りてそれが命令という形、こういう方向で行きましょうという判断が下りた場合には、一般職員とすれば知事の判断にそって県民益の向上のために努力するのが我々の務めであると。そういうことから申し上げたわけで、総務委員会から資料要求されたことがただちに職務規定違反だという発言は一切していない。(小林総務部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これについては、県政の最高責任者である知事がまだ判断していないということで、小林部長は昨日も申し上げたように知事の判断を待っていると。そういう状況にあって、まだ総務省に照会していない。こういう経過の

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>自由闊達な発言や行動を許している発言をしている。これは経営戦略局長も聞いている。今の答えでは困る。未だ資料提供が出てこない。同じ質問を経営戦略局長にお尋ねする。</p> <p>【小林議員】</p> <p>・待っている間に出来たではないか。これを要求したのは金曜日の話。県がなんら判断をしていない段階で回答書がない。それは、総務部長、経営戦略局長の通常の業務の範疇にある。知事にお伺いを立てなければ、電話の一本もかけられない状況ではなかったはずだ。それを分かるように説明して下さい。</p> <p>【小林委員】</p> <p>・「私の判断で」ということがまた問題になる。</p> <p>それは総務部長の範疇にあることで、知事に相談するまでもなく、委員会の資料要求に対して答えるべき。あなたの判断で、私たちの資料要求を無視したのか。知事に相談しなければ、電話一本かけられなかった状況下にあったことを認めざるを得ない。私は、今日のことを憂いて関連質問をしている。経営戦略局長、お二人で相談されたんでしょ？総務省へ問い合わせることを見合わせよう。だから資料要求に対しても応えられないと。</p> <p>【小林委員】</p> <p>軽率な判断だったと、資料要求なので陳謝し今日を迎えてほしい。</p> <p>執行部の意思を決定するのは部長会議だと思うがどうか。</p>	<p>説明を昨日したわけで、私は小林部長の見解と同じである。(松林経営戦略局長)</p> <p>・先ほどお答え申し上げたとおり、昨日一番最初にお答えした最後の部分で、私の判断として総務省へ照会をしてございません。これはあくまでも知事に伺いを立てたわけではなく、金曜日に委員長から要求があった項目については、私が判断し、総務省への照会はしなかったと昨日一番最初にお答えしている。</p> <p>・議会軽視、委員会からの資料要求に対して答えていないのではないかという発言があり、私としては難しい判断であり、上司である最高責任者の知事の判断を仰ぎに行ったということである。(小林総務部長)</p> <p>・私は委員長からの要求に対しては、私の判断により、月曜日までに総務省の公式見解を求めることについては、私自身が知事が議案の提出について非常に考慮中ということもあり、そういう状況を勘案し、私として総務省に対する見解を照会することを見合わせた。決して、知事の判断或いは経営戦略局長と相談してそれをしなかったというわけではない。あくまでも私の判断であり、この部分について委員会において、委員会として私に何らかの注意、処分が下されるのであれば、私の一義的な判断は私であるので、上には一切相談してないので、そのご決定に従う覚悟である。(小林総務部長)</p> <p>・一般的に重要施策については部長会議に諮って決めていくのが基本システムです。(松林経営戦略局長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【小林委員】</p> <p>私もそう思う。山口村の問題が一度も部長会議で議論していない。非常に驚異、異常だと思う。なぜ部長会議に出さなかったのか、真相を聞きたい。</p> <p>【小林議員】</p> <p>協議書作成や岐阜県との折衝について、まちづくり支援室中心に苦労してきた。総務部としても部長会議の案件とするのが当然と思う。</p> <p>資料要求に対しての答えがなかったことの流れについて質問した。</p> <p>【宮沢委員長】</p> <p>委員会審議の重要性に鑑み、昨日時間経過したのは残念である。議会日程が1日延びたことは県民が注目している。誠意をもって県民に伝える気持ちで答弁をいただきたい。</p> <p>その他の案件について質疑を求めます。</p> <p>【木内委員】</p> <p>本来であれば昨日審議終了するはずであった。議員も譲歩するし、理事者も譲歩しなければ前に進まない。山口村の点を除いて質疑する。</p> <p>(以下電子自治体推進事業費について・・・)</p> <p>【木内委員】</p> <p>県内の合併議案を提出するに当たって、事務方は知事の想いを確認して提出したのか。</p>	<p>・特に部長会議にかけなかったという次元の問題はない。重要案件については担当の部局における一定の方針がまとまった段階で部長会議にかけているが、山口村については総務部として部長会議で決定するより知事的意思による部分が重要と考え、部長会議に提案し議論する問題ではないと判断した。(小林総務部長)</p> <p>私どもとしては、事務的に起案し、知事に決裁を受けた。その際、特に知事から想いは受けていない。(玉井まちづくり室長)</p> <p>今の答弁の補足だが、事務担当者の決裁の前に部長と</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【木内委員】</p> <p>今回出ている県内の合併議案についても、例えば安曇村からも自律したいとの声が知事や部長にも届いていると思うが、部長はそのことと山口村の問題について矛盾を感じていないか。</p> <p>【木内委員】</p> <p>結局重要なのは基礎自治体の意思を尊重するということ。そこに住むみなさんの民意をどう吸い上げるかが重要。越県でも県内でも変わらないと思う。</p> <p>(暫 時 休 憩)</p> <p>【宮澤委員長】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総務省自治行政局市町村課から資料をいただいた。・ 議長扱いにした経過を私から報告する。 <p>知事と数回に渡って話をしたところ、総務警察委員会から理事者側に出した合併関連議案の議員提出の可否と総務省の公式見解、長野県の地方公共団体としての意思決定は何処にあるかについての総務省の公式見解、合併関連議案可決後、知事は総務省への申請義務はあるかについての総務省の公式見解。</p> <p>この3つについて、知事から、総務省に照会して委員会の資料要求に応えることができないとご答弁いただき、その席上、「議会の方でおやりになられては」というご提案をされたので、夕べの夜遅くだそうだが、国の方</p>	<p>しているいろいろな案件で知事のところに入る際に、合併に関する種々の説明をして、知事に合併に関する議案を出してもらいたいという話をしている。特に知事の思い入れが強いものは、時間を費やして説明するが、今回はあまりそういうことがなく、知事から議会に出して審議してもらいたいということであった。(小林総務部長)</p> <p>山口村は越県合併、松本市等の合併は県内合併である。木内議員ご指摘のとおり、松本市等の合併に反対者がいることは承知している。それぞれの合併案件については、それぞれの市町村が民意をどう汲み取っているかを知事に説明して上程している。(小林総務部長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p> お願いして本日議会運営委員長を特使として行っていただき、いただいた書類があるので、これを今の答弁としていただけないかという話があった。 そこまでが議長としてできる最善なので、それぞれの委員にお語りいただきたいという内容のものである。 正式にお配りしてあるものがそれである。 以下読み上げる。 1 合併関連議案の議員提出の可否について、総務省の公式見解「地方自治法第7条第3項に基づく普通地方公共団体の申請に関する同条第5項による議決についての議案を議員が提案することは、同法第112条第1項に基づき、可能である。」という内容である。 2 長野県の団体意思の決定は何処にあるかについて、「地方自治法第7条第5項の規定に基づく県議会の議決により、同条第3項の申請に関する団体意思は確定する」ということである。つまり、長野県という地方団体の意思は県議会の決定であるという内容である。 3 合併関連議案可決の場合、知事は総務省への申請義務はあるのかという問題については、「県議会で地方自治法第7条第5項の規定に基づく議決がなされた場合、同法第138条の2の規定に基づき、知事は同法第7条第3項の申請をする義務を負う」という内容のものである。これは議長の説明であるが、総務省は判子をもらうのに非常に時間がかかるので、後日、数日後だと言っていたが正式な判をついたものを送付する。総務省はFAXで、現物は議長のところで確認したがそのように取り扱わせていただいた。これでご了承いただけないかというものであった。 お語り申し上げます。 まだ越県合併のことは総務委員会に付託されていないので、この問題はともかくとして、今、議長預かりとな </p>	<p>・異議なし</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>った質疑についてはこれでご了承いただけるか。</p> <p>それでは総務委員会の意思として了承したという旨を、議長に説明させていただく。</p> <p>今後、各派代表者会議等を議長の方でお考えであるようなので、暫時休憩とする。</p>	